



●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】私の職場の周りでは、建物の建て替えラッシュです。建物の取り壊しや再建築の際の杭の打ち込みなど、見ていと楽しいのですが、いかんせん振動や騒音で仕事と思うように進みません…。

連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第243回

確定拠出年金の出口

部長 E子くん、確定拠出型年金（以下「イデコ」）に入るんだって？

E子 はい。会社ではやっていないので、個人型ですね。私もこれで投資家です。ふふふ。

部長 いいね！ では、前々回はイデコの加入や所得控除について説明したが、今日はその先のことを話そう。

E子 「先のこと」とは？

部長 運用したお金の受け取り方だ。

E子 確かに、もらうときのことは考えていませんでした。

部長 お金の受け取り方は2通りある。「年金」と「一時金」だ。

E子 「年金」は分割で、「一時金」はまとめて一度で受け取る方法ですね。

部長 そう。「年金」は所得税上「雑所得」とされるが、「公的年金等控除」と

いう控除をした残りが課税対象となる。かたや、「一時金」は所得税上「退職所得」とされ、退職所得控除後の額の2分の1が所得税の課税対象となる。

E子 どちらも所得税上、取扱いは配慮されているのですね。

部長 人により異なるが、金融機関の手数料がかかることや、年金でもらう場合、他の年金との兼ね合いで公的年金等控除を使っても課税対象となる可能性が高いことなどから、一般的には一時金の方が有利、と言われている。

E子 ありがとうございます！ あと一つ聞いておきたいことがあります。

これからずっとイデコを続けられたら良いのですが、将来は分かりません。

部長 なるほど。イデコを途中でやめられるかどうかだね？ イデコはそもそも国民が豊かな老後生活を送ることができるよう作られた制度だから、中途解約は原則的にできないんだ。

E子 確かに簡単に中途解約できてしまつと、単なる投資と変わりませんね。

部長 加入者が一定の障害状態になった場合や死亡した場合、その他一定の場合のみ解約可能と覚えておこう。

E子 ちょっと心配です…。

部長 もしも解約を考えるようなときは、掛金の減額や拠出の一時停止をするとい。掛金は最低月5千円で、それでも難しいときは拠出そのものを一時停止することもできる。

E子 良くわかりました！

部長 そうそう、先ほどE子くんは「私もこれで投資家」と言っていたね。これは非常に重要な言葉だ。

E子 まあ！ それほどでも。

部長 投資家は自己責任で資産運用する必要がある。ということは自己学習する必要があるということでもあるぞ。

E子 学習といってもどうすれば？

部長 まずは「これから」にアンテナを張るようにしてみよう。令和7年度の税制改正大綱では、これからのイデコの税務上の取扱いに触れられている。
E子 具体的にはどうなるのでしょうか。
部長 良い点が2つ。掛金上限額の引き上げと、加入可能年齢の引き上げだ。

E子 掛金を多くかけられれば、所得控除のメリットも増えますね。

部長 加入年齢の引き上げは、70歳までの雇用維持が最近企業に求められていることを受けてのものだろうね。

E子 悪い点というのは？

部長 退職所得控除の「5年ルール」についてだ。『退職金は受け取る前年以前4年以内に他の支払い者から支払われた退職金がある場合は、それらの勤続年数の重複期間を含めずに退職所得控除を計算する』という決まりがある。

E子 いまいちピンときません。

部長 退職金を短期間で2回もらうときは、ダブっている期間分は退職所得控除額をカウントしません、ということものだ。その期間が5年なんだ。

E子 では、イデコをもらってから会社の退職金をもらうまでの期間が5年未満のときは、ダブっている分の退職所得控除は二重にはカウントされないで余計に税がかかる、ということでは

すね。

部長 イデコを先にもらい、5年以上間隔を空け、後に退職金を受ければそれぞれ退職所得控除を満額使用可能だ。
E子 退職金が先でイデコが後だとダメなのですね。難しいです。

部長 ところが、5年を10年とする、と税制改正大綱で書かれている。

E子 さすがにイデコと退職金を10年ずらすのは難しそうです。

部長 だね。だから世間では「改悪」とも言われている。イデコは実質解約不可で長期にわたるものだから、ゴールを変えられると制度そのものの信頼が揺らぐと思うのだが。ただ、うちの会社の定年は今のところ60歳で、イデコも60歳以降から受給が可能なることを考えると、そもそも5年ルールを回避するのは難しいね。すると…。

E子 この改正は、会社の定年が将来伸びることを前提にしているのかもしれないですね。